

# 協働環境委員会会議録

令和6年3月11日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：33

## 【 案 件 】

1. 議案第 4 号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
2. 議案第 6 号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
3. 議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
4. 議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例
5. 議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例
6. 議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 第3期飯塚市保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期飯塚市特定健康診査等実施計画の策定について
2. 西鉄バス「筑豊（特急）福岡線」の一部区間廃止について
3. 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について

---

## ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

「議案第4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の271ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ132億9705万3千円とするものです。前年度と比較しますと、1525万1千円の増となっています。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

予算書の280ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費につきましては、25名分の人件費及び経常的な事務費等、総額で2億2073万2千円を計上しています。

283ページをお願いいたします。2款、1項、療養諸費につきましては、一般被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しています。1目、一般被保険者療養給付費では、被保険者数の減はあるものの1人当たりの医療費増等により、前年度と比較しますと、2029万7千円の増となっています。2項、高額療養費につきましては、令和5年度の決算見込みを基に、所要額を計上しています。前年度と比較しますと総額で8875万2千円の増額となっています。

284ページをお願いいたします。3項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金につきましては、昨年度から1人当たり50万円になっておりまして、前年同額を計上いたしております。

284ページをお願いいたします。3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき、県が算定した額により、金額を計上しています。下段の1項、医療給付費分につきましては前年度比1億1562万5千円減の22億3428万6千円を、次の285ページの中段の2項、後期高齢者支援金等分につきましては964万円増の7億

6524万1千円を、介護納付金分につきましては105万8千円増の2億4519万2千円を、それぞれ計上いたしております。納付金は総額32億4471万9千円で1億556万8千円減となっておりますが、これは被保険者数の減、診療報酬減額改定によるものです。

同じく285ページの4款、保健事業費、1項、特定健診等事業費では、健診手数料9516万5千円を計上して、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげたいと考えております。

次に、歳入についてご説明します。

276ページをお願いします。1款、1項、国民健康保険税につきましては、前年度と比較しますと、一般被保険者分は総額で1億4129万5千円の減額となっております。令和6年度の保険税率等は令和5年度の国保運営協議会の答申に基づき令和5年度から据え置いたもので計上しています。

277ページの3款、1項、1目、保険給付費等交付金の、1節の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるもので、94億9901万2千円を計上しています。2節の特別交付金につきましては、令和5年度決算見込みなどを基に推計した3億993万4千円を計上しています。

278ページの5款、2項、基金繰入金につきましては、令和6年度は歳出超過を見込んでいますので、財源を調整するため、準備基金から1億131万9千円を繰り入れることにしています。

令和6年度の国保会計の概要を申しますと、予算全体で比較しますと約1500万円の増となっており、団塊の世代の75歳到達や被用者保険の拡大による被保険者数の減、これに伴う国保税で約1億4千万円の減となっております。全体で約133億円の予算規模となり令和5年度とほぼ変わりませんが、被保険者数の減により税収が約1億4千万円減少し、財源調整の基金繰入金が昨年の約7千万円増となっております。基金は約9億円ありますが、今後の動向を注視し、健全な国保財政運営を行っていく必要があると考えています。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の335ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1012万5千円とするものです。前年度比1億7026万円増となっております。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の保険料を歳出の納付金にて後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっています。

まず歳入のほうから、ご説明します。

339ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料16億3164万

7千円につきましては、本市が徴収する保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99.1%、滞納繰越分65%で見込んでいます。前年度と比較しますと、1億2740万9千円の増額となっています。この主な要因は被保険者数の増によるものです。

3款、1項、1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として4370万6千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割・高齢者人口割をいずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額4716万1千円を計上しています。同じく2目、保険基盤安定繰入金、5億8242万4千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算についてご説明します。

341ページをお願いします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しています。

342ページの2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しています。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明しました、本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

後期高齢者医療特別会計におきましては、団塊の世代の加入がピークを迎え、被保険者数が増加することにより、予算規模が毎年増加している状況です。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今、説明を受けたんだけど、後期高齢者医療特別会計の被保険者数の対象人数というのは把握されているのでしょうか。教えてください。

○医療保険課長

被保険者数としては、令和4年9月には1万9780人でした。令和5年9月、1年後には2万402人、今年度は2万人に到達しておりまして、来年度9月の推計としては2万1298人を見込んでおります。

○小幡委員

本市は75歳がピークということですが、ピークの数には2万1千人台で計算されているということですね。

○医療保険課長

大体この数字がピークになるかと思いますが、被保険者の方がどんどん75歳に到達して増えてはきておるんですけど、その分、後は転出とか死亡とかされる方もいらっしゃいますので、昨年だったら622人増えて、推計の分としては900人弱が増えるような形になっています。

○小幡委員

ということは、歳入歳出のピークも同等で、そのときにピークと考えてよろしいということですね。

○医療保険課長

予算規模としては被保険者数と比例すると思いますので、被保険者数が減れば、予算規模も減っていくものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。本条例案は、飯塚市秋松運動広場を廃止するとともに、飯塚市穂波東グラウンドの管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため改正を行うものです。

まず、飯塚市秋松運動広場につきましては、昭和47年に現在の国土交通省九州地方整備局から穂波川河川敷の占用許可を受け、穂波町町民広場として野球・ソフトボール等で利用されてきました。合併後は、飯塚市秋松運動広場に名称を改め利用をしてきましたが、毎年梅雨時期の降雨により浸水を繰り返し、運動広場としての機能が果たせていないことから廃止するものです。

また、飯塚市穂波東グラウンドにつきましては、令和4年度に旧穂波東中学校をグラウンドとして活用するために整備を行い、令和5年4月1日より直営で管理を行ってきましたが、その管理を指定管理者に行わせるため、体育施設の管理に関する業務を行わせるものを指定する手続を経て、令和7年4月1日より指定管理者による管理を開始することができるよう改正を行うものです。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

秋松運動広場、これは河川敷ということだったんだけど、土地の所有権はもう飯塚市にはないわけでしょうか。所有権はどこですか。

○スポーツ振興課長

所有は国、国土交通省でございます。現在でいえば市のほうがお借りしているという状況でございます。

○小幡委員

ちなみに借地料は、使うに当たっては無償だったのか、有償のどちらでしょうか。

○スポーツ振興課長

まず、国からは無償でお借りしています。市がグラウンドとして貸し出しするときも無料でございます。

○小幡委員

今回は穂波東グラウンドの管理を指定管理者で運営してもらいたいと思うけれど、指定管理者制度を利用してほしいけれど、対象となるような指定管理者先はどのようなところを考えているんですか。

○スポーツ振興課長

ちょうど市のスポーツ施設に当たっては、新しくできた体育館のところ、それと健康の森を除いた施設で指定管理者に行わせているもの、今の穂波体育館、B&Gの体育館、そこの一帯の施設、それと筑穂の野球場とグラウンド、こちらの8施設を現状でいえば市のスポーツ協会

のほうに指定管理を行ってもらっています。この施設の指定管理が来年度ちょうど更新の年に当たります。そのため今回、この穂波東グラウンドについてもその施設と同じように、先ほど言いました8施設と合わせた形で来年度に指定管理者の選定を行いたいと考えております。

○小幡委員

これは指定管理者の基本は公募ですか。随契、どのように考えておられますか。

○スポーツ振興課長

指定管理者の選定に当たっては、基本的には公募でございます。ただし、これまでその施設については非公募でスポーツ協会のほうにお願いをしておりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

穂波東グラウンドの今の使用状況はどういう団体がどういうことで使っているか分かれば、教えてください。

○スポーツ振興課長

現状の穂波東グラウンドの利用に当たっては、一つが地元の早朝ソフト、それと少年サッカーが利用の主なものになっております。それとグラウンドゴルフで利用がなされております。

○佐藤委員

それとたしか小中学校が運動会の際に、あそこを駐車場として利用していたと思うんですよね。だからあそのグラウンドを廃止にするといったときに、ソフトボールのチームとか保護者から駐車場でも役に立つからぜひ残してくださいという要望が僕はあったと思っているんですね。だからその辺も指定管理者にきちんと伝えて、その方たちが使用できるように、ちょっと配慮するようにお願いしたいんですが、どうですか。

○スポーツ振興課長

近隣の小中学校、今のご指摘であれば小中一貫校のお話であったと思いますが、そちらのほうからの利用に当たっては、十分配慮するように指定管理者のほうには伝えております。

○佐藤委員

合併当時からいろいろ要望が上がって、多分記録が残っていると思いますので、もう一度精査して、きちんと指定管理者に伝えていただくようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

言い忘れました。令和7年から指定管理者に管理してもらおうでしょう。現在のグラウンド等の施設の使用料は継続ですか。その点はどのようになっていますか。

○スポーツ振興課長

使用料については今と同じ料金でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」を議題といたします。執行部の補足説明

を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」について補足説明をいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。本条例案は、グラウンドゴルフ場の新設に伴い、施設の設置目的及び使用料等について規定するものです。

まず、設置目的につきましては、第1条のとおり「市民のスポーツ振興及び健康長寿社会に寄与する多世代交流の場として、グラウンドゴルフ場を設置する。」としております。これは、多くの市民が集い、交流し、「生きがい」や「健康」につながるグラウンドゴルフ場を整備することにより、市民のスポーツ活動促進、健康長寿社会実現、健康寿命の延伸を図るとともに、大規模イベント等の開催を通じて、交流人口の増加につなげることを想定し、設置目的としているものです。

利用時間及び休館等については、第3条のとおり別表第1に定めており、利用時間は午前9時から午後5時まで、休場日は12月29日から翌年の1月3日までの日としております。

第4条には利用の許可について、第5条には利用許可の制限について、第6条には目的外使用等の禁止について、第7条には利用の制限について、第8条には利用許可の取消し等について規定しております。

使用料については、第9条のとおり別表第2に定める使用料を利用者に支払っていただきます。第10条には使用料の減免等について、第11条には使用料の不還付について、第12条には特別な設備の許可について、第13条には原状回復の義務について、第14条には損害賠償の義務について規定し、第15条に委任として、この条例での施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしております。

附則には、この条例を11月1日から施行し、準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができることを規定しております。

最後に、第9条の使用料に関する別表第2におきましては、グラウンドゴルフ場の利用方法として、施設専用利用、個人利用、会員利用について規定をしております。施設専用利用については、健康の森多目的広場と利用面積当たりの使用料が同程度になるよう設定しております。個人利用につきましては、類似する近隣施設を参考に設定し、回数券を購入すれば10回分の料金で11回の利用ができることとしております。会員利用につきましては、日々利用する方を想定し、1か月当たりの会員利用料金の設定をしております。なお、各利用について、65歳以上の者、高校生以下の者、または身体障がい者手帳等所持者につきましては、一般の2分の1の使用料でご利用いただけることとしております。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと分からないので教えてください。今、説明の中で別表第1ってありますよね。利用料、この中に先ほど近隣の施設といたら桂川町のグラウンドゴルフ場がありますよね。その価格とは整合性がとれているという話だったんだけど、そこより高いのか、安いのかどちらですか。

○スポーツ振興課長

お隣の桂川町にグラウンドゴルフ場がございますが、そちらの料金が1人4コース以内で210円、回数券12回分で2100円、町外者の方が1人4コース以内310円となっておりますので、個人料金でいえば10円安いというところがございます。

○小幡委員

そこそこ変わらないと。ここに個人利用と会員利用ってあるじゃないですか。この会員って

どういうポジションなんですか。どういったふうにして会員になろうと思えば、申請すればいいんですか。考えてありますか。教えてください。

○スポーツ振興課長

まず、会員利用でございますけれども、会員になっていただければ、専用利用がない日については、何回でも利用ができるというものでございます。ですので、今の料金の考え方でいえば、月に5回以上利用される方については、会員になっていただければその分お得になるという料金設定をいたしております。

その手続でございますけれども、グラウンドゴルフ場ができて、そちらのほうにクラブハウスが設置されます。そちらのほうで申込みをしていただければ、その会員の申請をしていただいて、会員証というような物を出しますので、それを見せていただければ利用できるという形で考えております。

○小幡委員

会員になろうと思ったときに、今、グラウンドゴルフをされているいろんなチームがあるじゃないですか、各自治会辺りで。そこも多分申込みに行くと思うんだけど、単純に個人個人が申し込むというようなスタイルで会員にはなれるということですね。そういうクラブに入っていなくても大丈夫だということですね。

○スポーツ振興課長

そのとおりでございます。今、団体で利用される方も、今回のグラウンドゴルフ場を利用するに当たっては、個人で申込みをしていただいて、会員になっていただいて、利用するということを想定いたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸保健課長

「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。飯塚市保健センター条例の一部を改正し、飯塚市保健センター運営委員会を廃止するものとなります。

新旧対照表を添付しておりますので、議案書49ページをお願いします。飯塚市保健センター条例第12条において、飯塚市保健センターの管理運営に係る諮問機関として「飯塚市保健センター運営委員会」を設置しておりますが、本市の健康づくりや食育推進のための総合的施策に関する事項については、飯塚市附属機関の設置に関する条例第3条において「飯塚市健康づくり・食育推進協議会」を設置し、健康増進等に係る事項を広く協議しています。

このため、飯塚保健センターの管理運営のみが協議の対象となる飯塚市保健センター運営委員会に諮る機会が徐々に減少していることから、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程第9条第2項第2号に基づき附属機関の整理を行うため、飯塚市保健センター運営委員会の廃止を行うものでございます。

条文につきましては、第12条、飯塚市保健センター運営委員会の規定を削り、以降の条を繰り上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境対策課長

「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の50ページをお願いいたします。本件は、し尿処理手数料を改定することにより、一般廃棄物の収集運搬業の健全な運営を図るため、本案を提案するものでございます。

議案書51ページの新旧対照表をお願いいたします。し尿処理手数料のうち、一般家庭の普通便槽につきましては、1人につき月額460円を、1人につき月額537円に、同じく一般家庭の無臭便槽につきましては、1人につき月額460円を、世帯構成人員を乗じて得た額に410円を加算した額に、1人につき月額537円を、世帯構成人員を乗じて得た額に460円を加算した額に、一般家庭で2回以上くみ取りを必要とする便槽につきましては、第1回目1人につき月額460円、第2回目以上1回につき月額410円を、第1回目1人につき月額537円、第2回目以上1回につき月額460円に、一般家庭以外のものにつきましては、18リットルにつき205円を、18リットルにつき230円に改正するものでございます。

なお、改正した本案の施行期日につきましては、令和6年8月1日から施行することとし、経過措置として、「改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿に係る手数料の徴収の額について適用し、同日前に収集するし尿に係る手数料の徴収の額については、なお従前の例による。」こととしております。

引き続き提出しております資料の説明をさせていただきます。

まず、1ページから2ページに、し尿処理手数料改定の経過について掲載しております。初めに令和元年8月23日付で、嘉飯山地区環境整備事業協同組合、福岡県環境システム協同組合、総合開発企業組合より連名で、3ページにあります「し尿収集運搬料金改定のお願い」が提出されました。内容は、平成9年から現在の料金で業務を行い、その間人件費や設備費の高騰等に対し、徹底したコスト削減、業務の効率化を図ってまいりましたが、健全な経営が困難な状況であるため料金改定をお願いしたいというものであります。本要望書は同時期に嘉麻市、桂川町にも提出されております。

その後の協議経過を載せていますが、協議は主に3組合の代表者と飯塚市、嘉麻市、桂川町の担当課職員で行ってまいりました。協議経過の主な点としましては、令和元年8月23日にし尿収集運搬料金改定のお願いが提出された後、令和2年1月11日に全業者が出席され、改めて民間業者の1800リットル積載車両の原価計算書を提出し、料金改定に向けての協議の開始を要望されました。



2ページをお願いいたします。令和4年8月17日に組合側より、現在の一般的な車両である2700リットル積載車両の原価計算書が提出され、それを受けて令和5年1月30日に市直営の原価計算を再試算し、今回の改定案である36リットル1荷当たり50円アップの金額で組合に提案いたしました。令和5年3月27日の協議では飯塚市内関係業者が改定案の額で同意され、令和5年7月11日に嘉麻市、桂川町内業者も了承、実施時期も飯塚市に合わせるということで合意に至っております。

以上が、今回し尿処理手数料改定に至るまでの経過であります。

4ページをお願いします。平成元年以降のし尿処理手数料の状況でございます。平成元年4月1日に消費税が導入された以降の料金と対前回比を記載しております。料金のうち、上段括弧書きが消費税を含まない条例で定めている金額で、下段が消費税を含めた実際に市民の方が負担する金額となります。

本市のし尿処理手数料の改定につきましては、平成9年8月1日以降は実施しておりませんが、平成9年4月1日、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税の税率改定があり、市民の方の直接の負担額は増となっております。このことにより、業者も市に対し値上げの要望をしづらいたどころがあったといったことも協議の中で話をされておりました。

5ページをお願いいたします。平成28年度から令和4年度までの業者別及び市直営し尿収集実績を掲載しております。各業者の下段に黄色でマークしている部分が令和4年度と平成28年度との差になりますが、一番右側のし尿収集量合計の差を見ていただきますと、すべての業者が減収となっていることが分かります。このような経過・状況から、今回、料金改定、値上げの必要があると判断した次第でございます。

6ページをお願いいたします。し尿処理手数料原価計算総括表を掲載しております。し尿処理手数料は、原則としてくみ取りを利用されている方が、その収集運搬に係る経費を負担していただくこととしておりますので、し尿収集車両1台、1か月当たりに係る経費に対し幾ら負担する必要があるかで判断することとなり、この原価計算書がその基礎となります。原価計算に含まれる要素として、人件費、福利厚生費、車両関係費、間接経費があり、その合計額が売上純原価となります。また、民間業者でありますから一定の収益を得る必要がありますので、売上純原価の15%を売上粗利益として計上し、加算したものを売上総原価としております。表は右側に今回の改定案の基礎となる原価計算を、左側に前回平成9年8月1日改定分の原価計算及び対前回比、構成比を載せております。売上総原価を見ますと、前回は233万4590円で、今回は275万7893円、前回比42万3303円、18.1%の経費増となっております。

7ページは、原価計算書から1荷36リットル当たりの金額を算出するための基礎係数を載せております。1荷というのはくみ取りの際、昔から使われている量の単位でございまして、業者との協議も1荷幾らにするかで話し合いを行っております。

8ページをお願いします。原価計算書及び基礎係数を使って1荷36リットル当たり及び条例上の従量制料金である18リットル当たりの料金を算出したものでございます。「5 一台当たりの荷数」の下に計算式がありますが、1月の売上総原価275万7893円から1日1台が4往復しておりますので、1往復当たりの経費を算出するために4分の1を乗じます。また、1月、20日稼働から1日分の経費を算出するために20分の1を乗じる。1荷36リットル当たりの経費を算出するために積載量が2700リットルなので、2700リットル分の36リットルで、75分の1を乗じて出たものが1荷36リットル当たりの金額で460円となり、18リットルでは230円となります。業者との協議は1荷36リットルで行いますが、条例の料金設定額は36リットルごとで、あまりにも幅が広いため18リットルごととしており、現在の料金205円から25円、12.2%の増となります。なお、この従量制の対象となるものは一般家庭以外のものとなっておりますが、企業や事業所に加え、一般家庭のうち簡易水洗の家庭も従量制の対象となっております。

9ページをお願いします。36リットル1荷当たりの料金460円から人頭制1人当たりの金額を算出したものです。1人1月当たりの排出量を42リットルとし、排出量に対する経費を算出するため460円に36分の42を乗じた金額が改正案の537円となります。現在の料金460円から77円、16.7%の増となります。

人頭制「普通便槽」と「無臭便槽」との違いですが、「普通便槽」は昔から一般的な、便器の下が直接便槽となっているもので、料金は人数掛ける537円となりますが、「無臭便槽」は便器と便槽の間にU字管等を設置して、そこで臭気を抑える設備を備えた形の便槽で、水を流す必要がありますので、1荷36リットル分を料金に加算することとしており、現在の加算額410円を460円に改定するもので、人頭制の無臭便槽の料金は、人数掛ける537円に460円を加えた額となります。また、2回以上くみ取りを必要とする便槽の料金の2回目以上の料金につきましても1荷料金としておりますので、現在の料金410円を460円に改定いたします。なお、条例に定める料金は消費税を含まないため、実際に市民の方の負担額は消費税を加えた額というふうになります。

10ページから11ページにかけましては、し尿処理手数料原価計算書の詳細となっております、説明は省略させていただきます。

12ページをお願いします。し尿処理手数料改定（案）に伴う影響額でございます。1世帯当たりを2人家族と想定しております。人頭制の普通便槽では1月当たり1181円で、改定前との差は169円の増となります。同じく無臭便槽では1月当たり1687円で改定前との差が224円増であります。従量制では市直営の実績により、1人1月当たり収集量を3荷とし、1世帯当たり6荷、1月当たり3036円で、改定前との差が330円増となります。

改定の影響を受ける人口及び世帯数につきましては、人口12万5159人中2万5964人で、20.7%、世帯数は正確にはつかめておりませんが、人口割合20.7%から6万3379世帯中13148世帯が影響を受けると推定しております。

13ページをお願いします。料金改定に伴う飯塚市のし尿処理手数料の歳入影響額をお示ししております。上段単価改定前は令和4年度決算額で、中段単価改定後は令和6年8月1日より料金改定した場合の令和6年度収入見込み額、下段に差し引き増減額を示しております。表右側に金額合計がありますが、単価改定前令和4年度決算額が5360万6540円、単価改定後が5819万7960円、差し引き459万1420円の増となります。

最後の14ページですが、1年間の影響額を出したもので、単価改定後が6042万4487円、差し引きとして681万7947円の増となります。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○佐藤委員

まず最初に、原価計算を平成9年とされていますけれども、この改定は27年ぶりと考えてよろしいんですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

27年間、人件費も上がっているし、単価もいろいろ上がっているんじゃないか。そして、業者の方が令和元年に要望書を出された。それまで何をしていたのかという思いもありますけれども、改定が出ています。時期も悪いんですね、やはり物価が上がっている。住民にしたら、またという感じがすると思います。ただ業者さんのことを考えれば、まあと思うという部分もありますけれども、まず最初に、協議は組合の代表者と飯塚市、嘉麻市、桂川町の担当職員で

行い、最終的に嘉麻市・桂川町内の業者も合意したとの説明がありましたが、両市町とも同じように料金改定されるのか、お伺いいたします。

○環境対策課長

これまでも料金改定の協議は組合と飯塚市、嘉麻市、桂川町で行われまして、若干料金の差があった時期もありましたが、嘉麻市合併後は2市1町で同じ料金となっております。

許可業者の中には、飯塚市の業者が嘉麻市、桂川町の許可を受けたり、桂川町の業者が飯塚市の許可を受け、収集運搬しているところもあること。また、管内は現在、ふくおか県央環境広域施設組合を設立し、一般廃棄物の処理を広域で行うこととしていますことから、今後も統一料金が望ましいと考えており、今回の料金改定も同じ料金で、時期も同じ令和6年8月1日から実施ということで進めております。

○佐藤委員

協議過程の中で、最終的に市直営の原価計算書を見直して、今回の改定案である1荷36リットル当たり50円アップを組合に提案し、合意に至ったという説明をされましたが、私が組合関係業者から聞いたところによると、組合の要望額はもっと高いものであったと聞いておりますが、その要望額が幾らだったのか、お示してください。

○環境対策課長

当初、組合が要望書と併せて出された要望額は、2トン車である1800リットル積載車両の原価計算を基に算出しておりましたので、現料金のおよそ倍額の金額であり、要望額までいかずともできるだけ値上げしてほしいという話をされておりました。

その後、3トン車2700リットル積載車両で算出した要望額が1荷605円、154円増となりますが、100円アップでどうかというような提案もございました。

○佐藤委員

組合が算出した原価計算では150円増額しなければいけない、市の直営車両を基にした原価計算では50円増ということになるのでしょうか、どの辺りに違いが出てくるのか、お伺いいたします。また、その違いをどう考慮して見直されたのか、お伺いいたします。

○環境対策課長

車両関係費や事務費等、間接経費など、全体的に民間である組合の原価のほうが高くなっておりました。そのため、当初は市直営の令和2年度決算ベースで作成しておりましたものを、人件費や事務費等、間接経費などは飯塚市直営の令和4年度決算ベースに見直しをし、車両関係費につきましては組合が使用している車両価格に置き換えました。また、車両経費のアップ、福利厚生費を手厚くするなど、民間特有の経費などもございましたので、そういったところを勘案し、前回の改正時と同様に売上げ純利益を10%から15%に変更して、原価計算を作成し、改定案を算出したしております。

○佐藤委員

今回は1荷50円アップで合意となったようですが、組合の原価計算では150円増の必要があり、100円は上げてほしいという要望が出されているのであれば、近いうちにまた値上げするというのも考えてあるのかどうか、お伺いいたします。

○環境対策課長

委員が言われますとおり、組合としてはもっと上げてほしいという考えはありますが、今後のし尿処理手数料につきましては、定期的に業者との協議の機会を設けることにしております。その中で、今後の料金体制の在り方等も含め、組合と慎重に協議・検討していく必要があると考えております。

○佐藤委員

私もし尿収集業者の継続的・安定的な運営を図る必要があることは理解できますが、一方で、市民の方の負担増も考慮しなければならない。今、説明がありましたように、今後の料金改定

については組合業者と十分な協議を行っていただきますよう要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

同僚議員からおっしゃったとおり、15年間改定がなかったというのはちょっと驚いたところであるんですけども、ちなみに、ここに会社名をいろいろ上げていただいているんですけども、ご提案の趣旨として、経営が大変なっているという話がありましたけれども、実際の決算としては、どんどん悪くなっているといえますか、各企業は赤字が増えていっている、そういったところって確認されていますでしょうか。

○環境対策課長

企業の収支が赤字であるかというところまでは確認しておりませんが、追加資料の中の5ページに、業者別市直営し尿実績等で、以前と比べたら減収になっているというところで把握しております。

○藤間委員

ご質問の趣旨としては、今回把握してくださいという形ではなくて、過去、そういったことは把握されているのか、今後把握される予定があるのかというところをお伺いさせていただければと思います。

○環境対策課長

今までも業者と協議をしながら、そういった状況も把握してきましたので、今後も引き続き業者と協議しながら話し合っていきたいと思っております。収集実績等を基に話し合っていきたいと思っております。

○藤間委員

この複数者の貸借対照表を見られていますか。

○環境対策課長

貸借対照表は見ておりません。

○藤間委員

貸借対照表は企業の義務として必ず公開しないといけないというものなので、これは見ることができると認識しております。逆に公開してない会社であれば、それは市の業務を頼む先として不適切だと思っております。今後につきましても、高くするか安くするかに対して、やはりご要望自体を頂くとは思いますが、市としてそれをご要望とは別に客観的な判断として、大会社であれば損益計算書も出ていますと、おそらくこちらは大会社分類ではなくて、貸借対照表のみ官報ですとかウェブに公示する義務がある会社だと思っているんですが、そういったところでデータを見ることが可能でございますので、そこは市としてやはり見るべきものなのではないか。すなわちそれを見て、もちろん各会社の事情があるのでそれを尊重しながらも、市として客観的に見られるデータがありながら、それを見ていないのであれば、ぜひ今後の参考として見ていただければと個人的に思って、いかがでしょうか。

○環境対策課長

現在の料金を設定する際は、車両し尿収集に係る経費に対して幾ら負担すべきかというところで算出をしております。委員の言われますとおり貸借対照表とかも今後は確認しながら、協議を進めていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

12ページに資料があるんですけども、改定の影響を受ける人口及び世帯数ってありますよね、一番下段に。この計算式は分かるんだけど、まず確認したいのは、この議案等が議会で

通れば、今年8月1日からこの値段に改定すると、8月1日ということは、改定したら通常8月分のくみ取りからということなんですか、請求がアップするのが。

○環境対策課長

そのとおりでございます。8月1日から適用になります。

○小幡委員

これは、本当に対象の人数は2万5964人、本市は12万5千人おりますけど、これは先ほど直営を除いたら10者ほど業者がおっておりますよね、ここの実績から割り出した数字ですか。

○環境対策課長

一般廃棄物処理事業実態調査というのがございまして、その中でし尿計画収集人口というのを年度末に取りまとめております。その中で、公共下水道が何名とか、浄化槽が何名とかという中に、くみ取りに人口が何名ということで出ております。

○小幡委員

人数的なものは、これは正解なのか。要は、計算式的には市世帯平均約2人近く、それで世帯数を乗じれば1万3148世帯が影響を及ぼすということになっておりますよね。今、課長の説明でいけば、その他12万5千人の人口で、2万5、6千人が影響するということは、残りの方々は下水を使っているか、浄化槽を使っているかということですよ。この数字はこのままで間違いないとか、この人たちが影響を受けるということで、我々は把握していいんですか。

○環境対策課長

人口の2万5964人というのは正確な数字でございます。ただ世帯数というのが、許可業者に収集とかもさせておりますので、正確にはつかめることができないので、人口の割合から世帯数を出したというところでございます。

○小幡委員

今の説明では、世帯数はちょっとアバウトだけでも、人口はほぼ間違いないと。約2万6千人の影響があるということですね。分かりました。

この2万6千人、世帯でいけば1万3千世帯に対する8月1日からの価格改定の周知というのは、どのように周知するように今考えておられますか。

○環境対策課長

市報とホームページに載せるのに合わせて、対象となる利用者の方に対しては、許可業者と協力していただいて、全世帯にチラシを配付しようと考えております。

○小幡委員

基本的な方法はそうなりますよね。10者おるんだから、担当の家庭にチラシ等を配るんでしょうけど、今、私が聞いているのは、8月1日から上げるということは、3月議会が承認しましたら4か月なんだよね。いつからそういった作業をして、いつからいつまでに周知できるのかということですよ。8月から上げるのにもたもたして7月に周知とかいったら、もう来月からはいきなりだろうし、そこら辺のスケジュールがつかんであるならば教えてください。

○環境対策課長

ホームページにつきましては承認後すぐに上げたいと思っております。また、全世帯に対象となるチラシは5月から6月に配付いたします。市報については7月の市報で掲載しようというふうに考えております。

○小幡委員

了解しました。ちょっと影響的な話なんだけど、本議案とちょっとずれるんだけど、1万3千世帯が対象になりますと、くみ取り世帯、一般家庭の対象の数字で、業務用もあるんですけど、その中には生活困窮者、生活保護世帯とかもあるんだけど、こういうし尿処理代と

というのは、生活困窮世帯、生活保護世帯はどのようになるんですか。

○環境対策課長

生活困窮世帯に対する減免措置とかいうものはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を行います。

議案書53ページをお願いいたします。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、個人番号カードを用いた窓口での印鑑登録証明書の交付により、利便性の向上を図るため、飯塚市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

本条例の主な改正内容は、2点ございます。

まず、1点目につきましては、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することが可能となったことから、これを利用して、マイナンバーカードを利用することなく、電子証明書を搭載したスマートフォンのみでコンビニでの印鑑登録証明書の交付ができるようにするものであります。

また、2点目につきましては、窓口での印鑑登録証明書の交付申請時において、マイナンバーカードを提示し、利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認を受けることで、印鑑登録証明書の交付ができるようにするものです。

また、資料として、54ページから55ページまで新旧対照表を添付しております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「議案第27号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

教えてください。非常に便利になるのは分かるんですよ。これはスマートフォンでも、要は俗に言う携帯でもできるということになるわけでしょう、マイナンバーカードをわざわざ持っていなくても。その手続とかやり方とかいうのは、皆さん若い方ばかりじゃないので、高齢者もおられるんですけど、そこら辺への案内はどのように考えておられますか。

○市民課長

今回の条例改正につきましては、本市では、公布後、ホームページや広報いづかにて制度の周知を図ることとしております。

○小幡委員

周知は分かるんですよ。お年寄りのご夫婦が、年寄り同士で設定の仕方が分からないといった場合がありますよね。そういったときの対応は何か考えておられますかということです。

○市民課長

電子証明書のスマートフォン搭載方法ということでの答弁をいたします。スマホ用電子証明書を利用するためには、マイナポータルで利用申請を行う必要があります。利用申請の際、有効な署名用電子証明書が登載されたマイナンバーカード署名用電子証明書の暗号番号、スマートフォン用電子証明書に対応しているスマートフォンが必要となります。

○小幡委員

そこは分かるんだけど、スマートフォンに登録するに当たって、老人世帯がどうやって操作するのという人たちがいます。それに対して窓口でどこかそういう登録してくれるサービスの場所とか、人員とか、周知しただけでは市民サービスにならないじゃないですか。分からない人たちの対応は何か考えておられますかということです。

○市民課長

市民課のほうで対応することで考えていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第3期飯塚市保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期飯塚市特定健康診査等実施計画の策定について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

今年度、策定します飯塚市国民健康保険の第3期飯塚市保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期飯塚市特定健康診査等実施計画につきまして、ご説明させていただきます。計画は、第3期飯塚市保健事業実施計画と第4期飯塚市特定健康診査等実施計画の2つございまして、第1章と第2章に分けて1つにまとめ、作成しております。合わせて概要版も作成しましたので、説明は概要版を用いていたします。説明するに当たり、計画名が長いことから、「飯塚市保健事業実施計画（データヘルス計画）」は「保健事業計画」、「飯塚市特定健康診査等実施計画」は「特定健診計画」と略称を使用して説明いたします。

まず、「1. 両計画の概要」です。第3期保健事業計画は、国民健康保険法第82条及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等を踏まえた行政計画となり、第4期特定健診計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づく法定計画となります。

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。また、本計画は、附属機関である飯塚市国民健康保険運営協議会にお諮りし、策定いたしまして、この協議会において毎年度、計画の進捗状況を報告し、ご意見をいただきます。

次に、「2. 計画策定の必要性」についてご説明します。第3期保健事業計画は、行政計画ではありますが、市町村国民健康保険における保健事業計画（データヘルス計画）の作成・公表・実施について、閣議決定されておまして、第4期特定健診計画は、法定計画であり、法令により策定が義務付けられております。現計画である第2期の保健事業実施計画及び第3期

特定健診計画の計画期間が令和5年度で終了するため、令和6年度以降の本市の保健事業に関する方針等を定めるため、計画を更新するものであります。

次に、「3. 本計画の対象者」につきましては、保健事業計画が国民健康保険の被保険者、特定健診計画が40歳から74歳までの国民健康保険被保険者となります。

次に、「4. 前期計画に係る考察」について、本市国民健康保険の疾患において、透析のない慢性腎不全の割合が県平均を上回っておりますが、透析のある慢性腎不全が2.15%で、県平均2.46%を下回っており、全国平均4.26%を大きく下回っておりまして、これまでの特定保健指導の成果が現われているのではないかと考えております。

また、主な課題について、2点挙げています。1つ目は、コロナ禍の影響もあり、特定健診受診率が低下していることです。特に、個別医療機関においては受診控えがあったこともあり、受診率の低下が顕著に出ています。改めて特定健診を起点とした事業設計の必要性が求められています。2つ目は、専門医への紹介率が低いため、関係機関との連携が求められています。

次に、「5. 計画の目標」につきましては、第3期保健事業計画では、生活習慣病の予防・重症化予防により医療費適正化を図ること、第4期特定健診計画では、特定健診の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上、特定保健指導対象者の減少率の向上としております。主な目標値としては、特定健診の受診率60%、特定保健指導の実施率70%を掲げ、生活習慣病の発症及び重症化予防を図り、医療費適正化を目指します。

最後の「6. 計画書の主な記載内容と変更点」について説明いたします。表の見方といたしまして、まず現在の計画を右の欄に、新しい計画を左の欄にして、新旧対照で比較できるようにしております。続いて、上段を第1章の保健事業計画、下段を第2章の特定健診計画として上下段に分けて記載しております。左右比較して見ていただければ分かるように、各項目で大きく変更されているところはありません。大きな変更としては、第1章のVにありまして、令和5年度から着手しております「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、新規に掲載しております。それぞれの計画は各目標に向けて基本的事項から個別事業計画まで詳細な取組について紹介をしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「西鉄バス「筑豊(特急)福岡線」の一部区間廃止について」、報告を求めます。

#### ○地域公共交通対策課長

それでは、報告事項「西鉄バス「筑豊(特急)福岡線」の一部区間廃止について」、ご説明いたします。本件は昨年11月17日の本委員会において報告していた案件の続報でございます。

資料1に、本件の対象路線の路線図を提出しております。本件で廃止対象となっている停留所は、「烏尾峠」を経由する「筑豊遊園系統」の本市の「筑豊遊園」及び糸田町の「糸田口」停留所となっております。

昨年11月の本委員会におきましては、当初、西鉄から昨年3月24日付で、当該区間の廃止を12月に実施し、現在運行している全ての便は、201号バイパス烏尾トンネル経由に変更する予定とする旨の申出がありましたが、その後、関係者間での協議が行われる中で内容の一部変更があり、委員会開催時点では、廃止時期を令和6年3月31日とする手続が行われている状況で、関係者協議を継続している旨を報告しておりました。

その後、本年2月に入り、西鉄から本件について方針変更する旨の連絡が関係自治体にございました。その内容といたしましては、一部廃止の実施時期を令和6年4月1日から令和7年



4月1日に1年間延長すること、次に、本年3月16日から令和7年3月31日までの間は、烏尾峠を經由の運行便数を減便し、減便分は同便数をトンネル経由に変更して運行するということとございます。

資料2にその運行ダイヤを記載しております。表では、赤文字が筑豊遊園系統を継続する便、黒文字はトンネル系統に変更になる便を示しております。この便の振り分けについては、これまでの便別の利用状況を分析した中で、一定の利用者が見込める便を継続運行便として選定されております。平日においては、福岡方面行きが現在の11便のうち赤文字の5便が継続、残りの黒文字の6便がトンネル経由に変更、田川方面行きは7便のうち3便が継続、残りの4便がトンネル経由に変更となります。土日祝日においては、福岡方面行きは5便が継続、残り8便がトンネル経由、田川方面行きは4便が継続、3便がトンネル経由に変更となります。

今回の方針変更の理由につきましては、西鉄からは、運行内容を変更した場合に効率的な運行が期待できること、飯塚市地域公共交通会議での議論の状況、沿線自治体との関係性等を総合的に考慮して、方針を変更したとお聞きしています。

この方針変更内容に合わせた運輸局の手続が2月15日に行われており、3月1日にマスコミへのリリース、その翌日以降からバス停や西鉄ホームページにて公示されております。

以上で、簡単ですが報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について」、報告を求めます。

#### ○業務改善・DX推進課長

行政経営戦略推進ビジョンにつきましては、前回ご報告させていただきました素案からの主な変更点についてご説明させていただきました。その後、プラン全体のうち本常任委員会が所管している項目についてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、前回ご報告の際に申し上げました市民意見募集でございますが、期間中に6件10項目についてご要望やご意見をいただきました。中には、制度的なご要望もございましたが、主なものをご紹介しますと、生成AIの活用や自治会のデジタル化、公共施設の必要性についてのご意見や、スマートシティ飯塚はよいが、市民には理解しづらいので具体的な手段や方法、行動が必要ではないかなどのご意見をいただきました。前回の委員会報告の際にいただきましたご意見や市民意見を踏まえ、行政経営戦略推進審議会にて更に議論を深めていただきました結果、主に次の点について変更いたしております。

「資料1 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」の10ページをお願いいたします。素案では、目指す姿を、「時代の変化をも追い風に成長を続けるスマートシティ飯塚」としておりましたが、「スマートシティという言葉は市民には理解しづらく、国が使っているスマートシティと混同してしまうのではないかなどのご意見もあり、変更いたしております。「いつでもどこでも つながる 飯塚市」は、業務改善、改革において大きな役割を果たすデジタル技術の特性である時間や場所に捕らわれず、つながることができるという意味と市民目線の改革により、市民と本市がより一層つながっていくという意味を込めたものとなっております。

また、具体的な目指す姿として、「誰もが快適に生活し、『住みたいまち 住みつけたいまち』として選ばれている。」「飯塚市に愛着を持った職員が生き生きと働き、市民（事業者や団体、大学含む）のために新たな価値を生み出している。」「様々なデータがつながり、多角的に利活用されることによって、あらゆる課題が克服されている。」の3項目を掲げております。

次のページをお願いいたします。目指す姿の実現後を分かりやすく理解していただくために、「つながる」をキーワードとして、具体的なイメージをいくつか例示させていただいております。

次に15ページをお願いいたします。成果指標でございますが、素案では市民意識調査における飯塚市のまちづくりの取組に対する満足度・重要度の行政経営分野の項目を指標といたしておりましたが、市民意識調査が毎年実施するものではないことから、適切ではないのではないかな等の意見もございまして、変更いたしております。市民目線の指標として、オンラインで完結できる手続件数と窓口アンケートにおける満足度を、職員目線の指標として働き方改革に関する職員アンケートにおける満足度を、財政的な指標として経常収支比率を掲げております。なお、指標の一つとしております窓口アンケートでございますが、現在、全庁的な窓口アンケートを行っていないことから、現状を正確に把握するため、令和6年度に年間を通じたアンケートを実施した後、基準値及び目標値を決定したいと考えております。また、前回の委員会報告の際にもご説明いたしましたが、今後、財政見通しを策定した後に成果指標を見直すことといたしております。

続きまして、プランについて、ご説明いたします。資料2をお願いいたします。大分類、小分類として、ビジョンにおける改革の体系ごとに分類するとともに、更にプランの取組項目ごとに分類した一覧になります。個別の取組項目名、その目的、内容及び目標となります3年後の目指す姿を記載いたしております。全体では96項目に取り組むこととしており、市民協働部では11項目、市民環境部では4項目に取り組むことといたしております。取組ごとの詳細につきましては説明を省略させていただきます。

なお、本ビジョン及びプランの進捗状況につきましては、毎年、行政経営戦略推進審議会にて評価やご助言などをいただくとともに、その内容を議会にご報告させていただくこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランにおける具体的な取組に関する質疑については、当委員会の所管に関するものに留めていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

#### ○藤間委員

今回資料の作成に関して外部に頼まれたということですが、得られたものとして資料作成以外に副次的な効果があれば教えていただければと思います。また、来年以降に関する外部への依頼に関しても方針があれば教えていただければと思います。

#### ○業務改善・DX推進課長

今年度の委託の内容といたしましては、国や県の動向、関連計画等の整理・分析、審議会等の資料作成や議事録作成など運営支援に加えまして、関係課における課題抽出のためのヒアリングなどを行っていただいております。副次的な効果というところで申し上げますと、やはり専門的な知見からの情報収集やアイデア出しというのはもちろんでございますけれども、各課との課題抽出のヒアリングにおきまして、各課が抱える課題の解決に向けたヒントや情報を頂くことで、業務改善・改革への意欲や機運が高まったものと感じております。外部の専門家で構成いたします行政経営戦略推進審議会の皆様からのご助言もそうでございますけれども、新たな視点や情報を頂くことは、職員個人はもとより組織の活性化に効果があったものと考えているところでございます。

また、次年度以降の活用というところでのご質問につきましてですが、令和6年度につきましては、策定をいたしましたビジョン・プランを実行するに当たり、その実行力を担保するために、進捗における課題について全国の事例調査や解決に向けての協議のほか、一部部署での

業務量調査及び改善改革の取組、こちらのノウハウの蓄積を当課のほうでさせていただきまして、その上で再来年以降につきましては、当課が中心となって行政内部での改革・改善を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### ○藤間委員

報告事項というところなので、最後に私1点、意見だけお伝えさせていただきます。おっしゃるとおり、実行していくというのが非常に大事かと思っています。公開して終わりではなく、市役所内部でしっかり浸透していくよう意識共有が大事だと思っています。職員一人一人、少なくとも管理職の方々については、しっかりとこちらの内容が頭に入っていればと思います。こちらは理念が大事なのではなくて、理念に沿った提案が出てきたときに、その提案をしっかりと尊重いただく。例えば、役職者の方の考えと少し違っても、理念に沿った提案であればしっかりと聞いていただくということが大事なのではないかと思っています。これは建前ではなく、これは例えばでございますが、特定の業者・業種の方から物価が上がってきたので、料金を上げさせてくださいというご提案があったときに、これは本日の話ではなくて、一般論として申し上げております。特定の事業者から物価が上がって経営が厳しいので、料金を上げてほしいといった提案が市役所に来たときに、例えば、課の方からこういった物事に対しては事業者の意見を尊重しながらも、市でも客観的にデータを見るために損益計算書や貸借対照表を確認しましょうという提案は、これは別にそんなに変な提案ではないと思います。

ただ、実際にこういった提案が仕事をしていく上であったときというのは、ほとんどの可能性で、役職者の方からすれば疎まれることが多いかと思っています。自分で進めていきたいということに対して、やはり部下から違う意見が出たときというのは、市役所とか関係なく一般論として、なかなか受入れづらい。では、これをどうすべきかということ、やはり理念があって、例えば、理念として、この市役所は、この会社は、こういうことを推進しますよ、例えば、資料に上げていただいたEBPM、エビデンスベースドポリシーメーカーキング、データに基づいて判断しましょうということが大事で、掲げるのであれば、上司の提案に対して、やはりここはちょっとデータを見ましょうみたいな、理念に基づいて提案しやすくなるので、こういった理念を浸透させることで、やはり一人一人の行動は具体的に変え得るものですので、理念を理念として終わらせずに、やはりこの理念をしっかりと守っていく、逆に守らない管理職に対して一定のアラートを出していきますというか、これは実効性があるような形でしっかり浸透させていただければと思います。長々と失礼いたしました。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○小幡委員

立派なものができると思うんだけど、これは「いつでも どこでも つながる 飯塚市」って何か携帯のコマーシャルみたいな、どこでもつながるか。5年間でビジョン的なものを行政経営の方向性を示しながら計画を立てていくのはいいんだけど、今、藤間委員もおっしゃったとおり、メインは委託業者のほうが考えてまとめたというようなイメージがあるんですよ。本市の市職員みんながこれを本当に考えながらつくったものではないんじゃないかなと思うんですね。5年間の目標を定めるのは非常にいいんですが、市の職員のやりがいの向上とか、言葉は踊っているんだけど、5年間において、市の職員のやりがいや生まれるような策、方法、考えとかいうのを持ち合わせながら、この5年間で過ごしていくのか。その点はどういうシステムで市職員のやりがいが向上していくと考えてあるのか、アバウトな考えでもいいんだけど、お持ちなら教えてください。

#### ○業務改善・DX推進課長

非常に難しいところではございますけども、やはり一つは、職員の意識改革であるとか、人材育成の中で生産性を向上していかないといけないという部分と、やはり事務事業がかなり飯

塚市の場合、多うございます。1千事業ほどございますので、やはりそういった事業をしっかりと整理をしていく。今やめるべき事業があるのかどうかというのは、また評価をしないといけないんですけども、整理・統合していったりとか、そういったところで、物流的なものをやはり縮減していかないと、なかなか余裕と言いますか、新たな仕事に向かっていくという気力が生まれてまいりませんので、そういったところを徹底しながら、この計画のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

絵に描いた餅にならないようにやるのが必要であって、冊子をつくるだけでもかなりの経費がかかっていますからね。5年間のビジョンの中で、検証とかいうのは、どのようなやり方で検証していこうと考えてありますか。

○業務改善・DX推進課長

先ほどもご説明をちょっとさせていただきましたけども、ビジョン全体としては大きな数値目標がございます。プランのほうでは、細かい取組に対しまして3年後の目標というところを数値で設定をさせていただいております。それを毎年、外部の委員で構成をいたしております附属機関でございます行政経営戦略推進審議会のほうで評価とか進捗に関するご助言とかを頂いて、しっかりと取り組んでいく。その内容につきましては議会のほうにもご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

今、小幡委員からやりがいを具体的にどういった施策があるかと話をおっしゃったときに、これは今なかなかいきなり質問が来て、お答えが大変だっただろうなと思いつつも、おっしゃっていたお答えが意識改革や人材育成とある中で、目線が上司から部下といたしますか、育ってくれ、意識改革してくれという話かと思うんですけども、やりがいというところで、やはり課の方に寄り添った内容、これは例えばですけれど、キャリアに応じた仕事を組んであげるとか、最近でいうと、行橋市でパブリックカジュアル、これは市の職員が、市の方が不快に思われないう、ふさわしい格好であるけれどもドレスコードを外そうですとか、どちらかというところ、やりがいという面からすれば、皆様が部下にこうなってほしいよりは、部下の方々がこうあってほしいという組織をつくっていただければと思ってちょっと聞いておりました。失礼します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。